

# 平成 25 年度介護職員等のたん吸引等の実施のための研修

## 基本研修（講義）筆記試験実施要綱

（不特定多数の者を対象とする研修〔第 1 号研修及び第 2 号研修〕）

### 第 1 趣旨

介護職員等のたん吸引等研修基本研修（講義）（以下「基本研修（講義）」という。）の全課程修了後に、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）を安全に実施するための知識を修得していることを確認することとし、適正、確実、かつ公正に筆記試験を実施するため、この筆記試験実施要綱により、必要な事項を定める。

### 第 2 筆記試験による知識の定着の確認方法

#### 1 筆記試験の実施時期

筆記試験による知識の定着の確認の実施については、基本研修（講義）の全課程修了後に行う。

#### 2 筆記試験の受験資格

基本研修（講義）の全課程を修了した者は、筆記試験の受験資格を有する。

基本研修が欠席などの理由により全課程修了できていない場合は、補講による全課程修了を行うことで受験資格を有するものとする。

#### 3 筆記試験の出題範囲

基本研修（講義）の全科目の範囲とし、研修テキストから出題する。

#### 4 出題形式

客観式問題（選択肢問題）及び記述問題

#### 5 出題数及び試験時間

(1) 出題数 50 問

(2) 試験時間 90 分

#### 6 試験問題の作成指針

試験問題については、次に掲げる作成指針に基づき作成する。

(1) 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮する。

(2) 「喀痰吸引等の対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識」及び「喀痰吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識」について基礎的知識を問う問題を中心とする。

(3) 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題する。

(4) 試験問題の作成に当たっては、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫する。

#### 7 合否判定基準

筆記試験の総正解率が9割以上の受験者を合格とする。

不合格と判定されたものは、後日再試験を受験できることとする。ただし、再試験は1回までとする。

筆記試験で合格できない受験者は、基本研修を修了できない。

### 第3 筆記試験の実施

#### 1 試験実施日時等の周知

研修受講者に対し、筆記試験の実施日時、実施場所、合否判定基準、その他必要な事項をあらかじめ周知する。

#### 2 筆記試験問題の印刷、運搬及び保管

筆記試験問題の印刷、運搬及び保管については、確実に秘密を保持することができる方法により行う。

#### 3 試験監督員

筆記試験の実施に当たっては、試験会場ごとに必要な数の試験監督員を配置する。

#### 4 筆記試験の実施に係る留意事項

##### (1) 遅刻者の取扱い

遅刻者の入室許可は試験開始後30分までとし、それ以降は認めないものとする。

##### (2) 中途退出

受験者の中途退出については、試験開始後40分経過後から許可する。

##### (3) 携帯電話等の取扱い

試験会場では、携帯電話等の通信機器の持込を禁止する。なお、やむを得ず持ち込んだ場合には、試験中は携帯電話等の電源を切り、鞆等にしまっておくものとし、携帯電話等を時計として使用することも禁止する。

#### 5 試験問題及び回答用紙の持ち帰り

受験者は試験問題及び回答用紙を持ち帰ることができない。

#### 6 試験終了後の試験問題及び回答用紙の取扱い

試験終了後の試験問題及び回答用紙については、紛失や漏えい等が生じないように適切な方法で処理する。

### 第4 合否の決定等

#### 1 答案の採点

試験の採点は、確実な方法により行う。

#### 2 合否の判定及び決定

(1) 筆記試験の合否の判定は、前記第2の7の合否判定基準に基づく。

(2)試験中に不正行為があった場合及び受験資格に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとし、基本研修講義修了者としての筆記試験の受験資格を失う。

### 3 研修受講管理簿への記載

試験の合否を決定したときは、採点の結果及び合否を記録し、保管する。

### 4 合否の通知

筆記試験の合否については、受験者に通知する。

## 第5章 雑則

### 1 秘密の保持

試験事務を行う職にあった者は、試験問題、採点方法を漏らしてはならない。

### 2 書類等の保存期間等

答案等の試験実施に用いた書類及び帳簿は、確実に、かつ秘密が漏れることのない方法により保管し、研修事業継続期間を通して保存する。